

注意したい！ 選挙におけるネット上の二セ情報

インターネットが身近にある今、誰もが簡単に情報を検索したり発信したりできますが、だからこそ、その行動には注意が必要です。



誰もが偽・誤情報に だまされる？！

ふと目に入った情報をそのまま信じていませんか。インターネットやSNS上の情報がすべて正しいとは限りません。偽・誤情報に惑わされないように、以下のことをチェックしてみましょう。

① 情報源は？

- ☐ その情報はどこから、いつ発信されたものですか？信用できますか？
- ☐ 根拠となるモノは今も存在していますか？消えていませんか？



② 発信者はその分野の専門家？

- ☐ その情報は、専門知識や必要な資格を持った人が、責任を持って発信しているものですか？
- ☐ その人は過去、二セ・誤情報を発信して批判されていませんか？



③ 他ではどう言われている？

- ☐ その情報について他の人や他のメディアはどのように言っていますか？
- ☐ その人の意見や投稿に反論している人はいませんか？
- ☐ 別の内容で報じているメディアや、誤りであることを指摘しているメディアはありませんか？



④ 添えられている画像等は本物？

- ☐ 投稿に添えられた画像だけで「本当」と判断していませんか？
- ☐ その画像は生成AIによって作成されたものではありませんか？



まさか自分が加害者に？！

情報をよく確かめないうまく誤った情報を広めてしまったり、つい感情的になって誰かを批判する投稿をしてしまったりすると、あなたの投稿が思わぬ罪に問われるおそれがあります。

虚偽事項公表罪

当選を得させない目的をもって公職の候補者に関し虚偽の事実を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処することとされています。

(公職選挙法第235条第2項)

名誉毀損罪

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処することとされています。

(刑法第230条第1項)

なお、公職の候補者に関する事実に係る場合、真実であることの証明があったときは罰しないこととされています。

(刑法第230条の2第3項)

侮辱罪

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処することとされています。

(刑法第231条)

選挙に関するインターネット等の適正な利用を



情報をよく確かめないうまく家族や友だちに話したり、SNSに投稿したりすると、誤った情報をさらに広めてしまうおそれがあります。

感情にまかせてSNSに投稿してしまわないように、感情がゆさぶられたときほど、拡散するのはちょっと待つことも大切です。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めましょう。(公職選挙法第142条の7)

